

「吹田市水道条例の一部改正の骨子案」に対する意見提出用紙

① 該当する項目を1つだけ選択してください（必須）。

☐住民 ☐通勤者 ☐通学者 ☐事業その他の活動を行う者 ☐利害関係者
(利害関係者の場合は具体的に：)

*利害関係者とは、本指針が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「条例の一部改正の骨子案」に対する具体的なご意見をお書きください。

【記入例】

1. 現行では〇〇などの吹田市の課題に十分対応できないため、〇〇と改める。
2. 近年の〇〇などの社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに〇〇を加える。

【ご意見】

■意見募集期間 令和7年11月27日(木)～令和7年12月26日(金) 必着

*用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただくか、適宜、付け足してください。
*パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。